

平成 2 6 年

第 1 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 平成26年第1回定例教育委員会日程

日 時 平成26年1月28日(火) 午後2時から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名

豊島秀範

日程第2

議案第1号 我孫子市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する  
条例の制定について (学校教育課)

議案第2号 我孫子市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定  
について (生涯学習課)

議案第3号 我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定に  
ついて (文化・スポーツ課・鳥の博物館)

議案第4号 我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の  
一部を改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)

議案第5号 我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)

議案第6号 我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について (鳥の博物館)

日程第3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正 する条例の制定について	・・・ 2
議案第 2 号	我孫子市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定 について	・・・ 7
議案第 3 号	我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例について	・・・ 10
議案第 4 号	我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の 一部を改正する規則の制定について	・・・ 17
議案第 5 号	我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則 の一部を改正する規則の制定について	・・・ 20
議案第 6 号	我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	・・・ 23

## 議案第 1 号

我孫子市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する  
条例の制定について

我孫子市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を  
次のとおり制定する。

平成 26 年 1 月 28 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

昭和 43 年に制定された条例の名称及び目的・業務を実情に合致させる改正条例を制定するため、議会へ上程されるよう、市長に依頼するものです。

我孫子市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

我孫子市心身障害児就学指導委員会条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b><u>我孫子市教育支援委員会条例</u></b></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 心身に障害のある<b><u>就学予定の者、児童及び生徒に対し、適正な就学の支援を行うとともに、就学後においても一貫した支援を行うため、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に我孫子市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></b></p> <p>（任務）</p> <p>第2条 <b><u>委員会の任務は、次のとおりとする。</u></b></p> <p>（1） <b><u>教育委員会の諮問に応じ、特別支援学校入校、特別支援学級入級、就学猶予、就学免除等の適否を調査し、教育委員会に答申すること。</u></b></p> <p>（2） <b><u>必要に応じ、特別支援学校入校</u></b></p>	<p style="text-align: center;"><b><u>我孫子市心身障害児就学指導委員会条例</u></b></p> <p>（<b><u>目的及び設置</u></b>）</p> <p>第1条 心身に障害のある<b><u>児童、生徒を科学的に調査して適正な就学の指導を行うため、教育委員会に我孫子市心身障害児就学指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></b></p> <p>（<b><u>業務</u></b>）</p> <p>第2条 <b><u>委員会は、教育委員会の諮問に応じて、特別支援学校入校、特別支援学級入級、就学猶予、就学免除等の適否を調査し、これを教育委員会に答申するものとする。</u></b></p>

<p><b>後又は特別支援学級入級後の支援について、教育委員会に助言すること。</b></p>	
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第3条 委員会は、<b>次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める人数の委員</b>をもつて組織する。</p>	<p>第3条 委員会は、<b>非常勤の委員</b>(以下「委員」という。)14人をもつて組織する。</p>
<p>(1)から(8)まで 略</p>	<p>(1)から(8)まで 略</p>
<p>2 <b>委員</b>は、教育委員会が<b>委嘱し、又は任命する</b>。</p>	<p>2 <b>各委員</b>は、教育委員会が<b>委嘱する</b>。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<b>補欠の委員</b>の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<b>補欠により任命された</b>委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(会長<b>及び副会長</b>)</p>	<p>(会長、<b>副会長</b>)</p>
<p>第5条 委員会に会長及び副会長<b>1人</b>を置く。</p>	<p>第5条 委員会に会長及び副会長<b>各1人</b>を置く。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 会長は、<b>会務を取りまとめ、委員会を代表する</b>。</p>	<p>3 会長は、<b>教育委員会の求めに応じて会議を招集し、会務を掌理する</b>。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第6条 委員会の<b>会議は、会長が招集し、議長となる</b>。</p>	<p>第6条 委員会の<b>議事は、会議をもつて決する</b>。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <b>委員会の</b>議事は、出席委員の過半数で<b>決し、可否同数のときは、議長の決するところによる</b>。</p>	<p>3 議事は、出席委員の過半数で<b>決定する</b>。</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の我孫子市心身障害児就学指導委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された我孫子市心身障害児就学指導委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の我孫子市教育支援委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により我孫子市教育支援委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされた者の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、平成26年9月30日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第2項の規定により選出された我孫子市心身障害児就学指導委員会の会長又は副会長である者は、それぞれこの条例の施行の日に、改正後の条例第5条第2項の規定により我孫子市教育支援委員会の会長又は副会長として選出されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第7条の規定により委嘱された専門委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例第7条の規定により専門委員として委嘱されたものとみなす。

5 この条例の施行前に我孫子市心身障害児就学指導委員会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、我孫子市教育支援委員会にされた諮問とみなす。

（我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） (1)の表 略	別表第1（第2条関係） (1)の表 略



(2) 附属機関の委員等

区分	報酬の額
社会教育委員	略
<b>教育支援委員会委員</b>	日額 7,000円
文化財審議会委員の項から子ども・子育て会議委員の項まで 略	略

(3)の表及び(4)の表 略

(2) 附属機関の委員等

区分	報酬の額
社会教育委員	略
<b>心身障害児就学指導委員会委員</b>	日額 7,000円
文化財審議会委員の項から子ども・子育て会議委員の項まで 略	略

(3)の表及び(4)の表 略

議案第 2 号

我孫子市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定  
について

我孫子市社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 1 月 28 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 倉部 俊治

提案理由

社会教育法の一部改正等により社会教育委員の基準を定め、委員定数を改める本条例を制定するため、議会へ上程されるよう、市長に依頼するものです。

## 我孫子市社会教育委員条例の一部を改正する条例

我孫子市社会教育委員条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員の定数、<u>委嘱の基準</u>及び任期）</p> <p>第3条 委員の定数は、<u>15人</u>以内とし、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>2 <u>委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>（委員の定数及び任期）</p> <p>第3条 委員の定数は、<u>16人</u>以内とし、<u>任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正（「16人」を「15人」に改める部分に限る。）は、同年8月1日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文（文部科学省関係部分抜粋）  
 ○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第十五条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（社会教育委員の設置）                  第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。                  2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p>	<p>（社会教育委員の構成）                  第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。                  2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p>
<p>（社会教育委員の委嘱の基準等）                  第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>（社会教育委員の定数等）                  第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</p>

## 議案第 3 号

我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定  
について

我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 1 月 28 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

新たに鳥の博物館、白樺文学館、杉村楚人冠記念館の 3 館共通券を創設し、入館料を割引することにより 3 館見学を軸とした市内散策を促し、文化・商業の活性化を図るための本条例を制定するため、議会へ上程されるよう、市長に依頼するものです。

我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例

(我孫子市使用料条例の一部改正)

第1条 我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
1の表 略					1の表 略				
2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項及び第3項の許可に係るもの					2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項及び第3項の許可に係るもの				
区分		単位		金額 (円)	区分		単位		金額 (円)
使用料	略	略	略	略	使用料	略	略	略	略
入館料	我孫子市杉村楚人冠記念館	一般	個人	300	入館料	我孫子市杉村楚人冠記念館	一般	個人	300
		高校生・大学生		200			高校生・大学生		200
							小学生・中学生		100

				一般	団体 (20 人以上の 場合) 1人につ き	240
				高校生・大学生		160
				3館共通 一般	個人	600
				3館共通 高校生・大学生		400
占用料	略	略	略		略	略

				一般	団体 (20 人以上の 場合) 1人につ き	240
				高校生・大学生		160
				小学生・中学生		80
占用料	略	略	略		略	略

<p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><b>3 高校生・大学生には、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等専門学校、専修学校、各種学校等に在学する者を含む。</b></p> <p><b>4 中学生以下の者に係る我孫子市杉村楚人冠記念館の入館料は、無料とする。</b></p> <p><b>5 3館共通入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から1月の間に、我孫子市杉村楚人冠記念館のほか我孫子市白樺文学館及び我孫子市鳥の博物館にそれぞれ1回入館することができる。</b></p> <p><b>6 略</b></p> <p><b>7 略</b></p> <p><b>8 略</b></p> <p><b>9 略</b></p>	<p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><b>3 略</b></p> <p><b>4 略</b></p> <p><b>5 略</b></p> <p><b>6 略</b></p>
--	---

（我孫子市鳥の博物館条例の一部改正）

第2条 我孫子市鳥の博物館条例（平成元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（入館料の徴収等）</p> <p>第5条 博物館に入館しようとする者（<b>中学生以下の者を除く。</b>）は、別表に定める入館料<b>又は3館共通入</b></p>	<p>（入館料の徴収等）</p> <p>第5条 博物館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納めなければならない。ただし、我孫子市</p>



<p><b>館料</b>を納めなければならない。ただし、我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。</p>	<p>教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。</p>
<p>2 既に納めた入館料<b>及び3館共通入館料</b>は還付しない。ただし、教育委員会が災害その他特別の事情により還付することを適当と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 既に納めた入館料は還付しない。ただし、教育委員会が災害その他特別の事情により還付することを適当と認めるときは、この限りでない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	単位			金額
入館料	一般	1人1回につき	個人	300円
			団体	240円
	高校生・大学生	1人1回につき	個人	200円
			団体	160円
3館共通入館料	一般	1人1回につき	個人	600円
	高校生・大学生			400円

備考

- 1 高校生・大学生には、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等専門学校、専修学校、各種学校等に在学する者を含む。
- 2 団体とは、20人以上の者をいう。
- 3 3館共通入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から1月の間に、博物館のほか我孫子市白樺文学館及び我孫子市杉村楚人冠記念館にそれぞれ1回入館することができる。

(我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入館料等)</p> <p>第7条 白樺文学館に入館しようとする者 <u>(中学生以下の者を除く。)</u> は、入館する際に別表に定めるところにより入館料 <u>又は3館共通入館料</u> を納入しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 既に納入した入館料 <u>及び3館共通入館料</u> は、還付しない。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(入館料等)</p> <p>第7条 白樺文学館に入館しようとする者は、入館する際に別表に定めるところにより入館料を納入しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 既に納入した入館料は、還付しない。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	単位			金額
入館料	一般	1人1回につき	個人	300円
			団体	240円
	高校生・大学生	1人1回につき	個人	200円
			団体	160円
3館共通入館料	一般	1人1回につき	個人	600円
	高校生・大学生			400円

備考

- 1 高校生・大学生には、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等専門学校、専修学校、各種学校等に在学する者を含む。
- 2 団体とは、20人以上の者をいう。
- 3 3館共通入館料を納入した者は、当該入館料を納入した日から1月の間に、白樺文学館のほか我孫子市杉村楚人冠記念館及び我孫子市鳥の博物館にそれぞれ1回入館することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月26日から施行する。

## 議案第 4 号

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する  
規則を次のとおり制定する。

平成 26 年 1 月 28 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 倉 部 俊 治

### 提案理由

我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定により、我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を制定するものです。

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則（平成23年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入館手続)</p> <p>第6条 記念館に入館しようとする者 <u>(中学生以下の者を除く。)</u> は、我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）別表第1に定める入館料 <u>又は3館共通入館料</u> を納入し、入館券の交付を受けなければならない。</p>	<p>(入館手続)</p> <p>第6条 記念館に入館しようとする者は、我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）別表第1に定める入館料を納入し、入館券の交付を受けなければならない。</p>
<p>(入館料の免除等)</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。次項において同じ。）</u> が入館する場合 <u>その他公益上必要があると認める場合は</u>、入館料を免除することができる。</p>	<p>(入館料の免除等)</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、入館料を免除することができる。</p> <p>(1) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者が入館するとき。</u></p> <p>(2) <u>小学校の児童又は中学校の生徒が学校行事として入館するとき。</u></p> <p>(3) <u>前各号に定めるもののほか、教</u></p>

<p>2 入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除申請書（様式第1号）により教育委員会に申請し、我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除承認書（様式第2号）の交付を受けなければならない。<b><u>ただし、障害者については、この限りでない。</u></b></p>	<p style="text-align: center;"><b><u>育委員会が公益上必要があると認めるとき。</u></b></p> <p>2 入館料の免除を受けようとする者は、<b><u>前項第1号に規定するときを除き</u></b>、あらかじめ我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除申請書（様式第1号）により教育委員会に申請し、我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除承認書（様式第2号）の交付を受けなければならない。</p>
--	---

附 則

この規則は、平成26年4月26日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則の制定を次のとおり制定する。

平成 26 年 1 月 28 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定により、我孫子市白樺文  
学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定する  
ものです。

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入館の手続)</p> <p>第4条 白樺文学館に入館しようとする者 <u>(中学生以下の者を除く。)</u> は、条例第7条第1項に規定する入館料 <u>又は3館共通入館料</u> を納入し、入場券の交付を受けなければならない。</p>	<p>(入館の手続)</p> <p>第4条 白樺文学館に入館しようとする者は、条例第7条第1項に規定する入館料を納入し、入場券の交付を受けなければならない。</p>
<p>(入館料の免除)</p> <p>第5条 条例第7条第2項に規定する入館料の免除は、<u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。次項において同じ。）が入館する場合その他教育委員会が公益上必要があると認める場合に行うものとする。</u></p>	<p>(入館料の免除)</p> <p>第5条 条例第7条第2項に規定する入館料の免除は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者が入館するとき。</u></p> <p>(2) <u>小学校及び中学校の児童及び生徒が、学校行事として入館するとき。</u></p>



<p>2 入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市白樺文学館入館料免除申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。<u>ただし、障害者については、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p>	<p><u>(3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が公益上必要と認めるとき。</u></p> <p>2 入館料の免除を受けようとする者は、<u>前項第1号に規定する場合を除き</u>、あらかじめ我孫子市白樺文学館入館料免除申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成26年4月26日から施行する。

議案第 6 号

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 26 年 1 月 28 日提出

我孫子市教育委員会  
教育長 倉部俊治

提案理由

我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定により、我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則を制定するものです。

我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市鳥の博物館条例施行規則（平成元年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入館の手続)</p> <p>第5条 博物館に入館しようとする者（<u>中学生以下の者を除く。</u>）は、<b>条例第5条第1項</b>に規定する入館料<b>又は3館共通入館料</b>を納入し、入場券の交付を受けなければならない。</p>	<p>(入館の手続)</p> <p>第5条 博物館に入館しようとする者は、<b>条例第5条</b>に規定する入館料を納入し、入場券の交付を受けなければならない。</p>
<p>(入館料の免除)</p> <p>第7条 <b>条例第5条第1項ただし書</b>の規定により、入館料を免除することのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）<b>第2条第1号</b>に規定する障害者が入館するとき。</p>	<p>(入館料の免除)</p> <p>第7条 <b>条例第5条</b>の規定により、入館料を免除することのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）<b>第2条</b>に規定する障害者が入館するとき。</p>
<p><b>(3)</b> 略</p>	<p><b>(3) 小学校及び中学校の児童及び生徒が、学校行事として入館するとき。</b></p>
<p>2 略</p>	<p><b>(4)</b> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月26日から施行する。

